

社会の変化と診療放射線技師

上田 克彦

公益社団法人日本診療放射線技師会 会長

「社会の変化と診療放射線技師」は、今年(2022年)から各地域の学術大会などの講演で比較的多く用いているタイトルです。最近は少しずつ対面活動が活発になり、全国の診療放射線技師の皆さまの声を聴かせていただく機会も増えました。この皆さまとの交流から得たことは、本会の目指すべきところは都道府県(診療)放射線技師会の活動がスムーズにできることだと再認識しました。本会事業における解決すべき問題はいくつも残っておりますが、一つ一つ丁寧に真摯な事業運営に取り組みたいと存じます。



さて、医師のタスク・シフト/シェアにおける診療放射線技師の役割について、診療放射線技師法改正 で定められた新しい役割の他、令和3年9月30日医政発0930第16号通知「現行制度の下で実施可能な 範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について」の3.4) 診療放射線技師の項目として「①撮影部 位の確認・検査オーダーの代行入力等」などの8項目が記載されています.①の項目内には「診療放射線 技師が実施した検査画像に異常所見が認められた場合に、診療放射線技師が、その客観的な情報について 医師に報告することは可能である.ただし、当該所見に基づく病状等の判断は医師が行う必要がある」と 読影の補助業務における具体例として緊急異常所見報告が示されました.本会はこの業務に「STAT画像 報告」と名付けることで、これまで築いてきた読影の補助業務を再認識するとともに、さらなる発展のた め放射線科医のご指導を頂ける体制を整えることになりました。現在、安全運用のためのガイドライン作 成や学習システムについて検討しており、全ての診療放射線技師がSTAT画像報告の対応ができるように 進めたいと思っています.これと連動して,令和3年3月31日医政発0331第81号通知以降の「診療放 射線技師養成所指導ガイドライン」では、「診療画像技術学・臨床画像学」の教育内容として「正常所見、 代表的な異常所見及び緊急対応を要する画像所見について学習する」の記載が見られます. 若い世代の診 療放射線技師は養成教育の中で緊急異常所見報告について学習することになっております.このことは、 日本医学放射線学会においても情報共有され、教育現場でも放射線科医にご協力いただけるものと期待し ています.この他,先月の巻頭言でお知らせした通り,ワクチン接種の打ち手や原子力災害医療における 診療放射線技師の活用も検討されているところです.本会は,このようなさまざまな新しい役割を通して 国民の期待に応えられるような活動ができるよう、引き続き尽力していきたいと存じます.